

協議事項（１）

潮来市地域公共交通活性化協議会規約（案）

（目的）

第1条 潮来市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）の作成及び実施に関する協議を行うために設置する。

（事務所）

第2条 協議会は、事務所を茨城県潮来市辻626番地潮来市役所内に置く。

（事業）

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- （1）網形成計画の策定及び変更に関する協議に関すること。
- （2）網形成計画の実施に関する協議に関すること。
- （3）網形成計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（協議会の委員）

第4条 協議会は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する委員をもって組織する。

- （1）茨城県バス協会の代表又はその指名する者
- （2）茨城県ハイヤー・タクシー協会の代表又はその指名する者
- （3）旅客自動車運送事業者の代表及び関係団体代表
- （4）関東運輸局茨城運輸支局長又はその指名する者
- （5）茨城県公共交通担当部局
- （6）茨城県公安委員会が指名する者
- （7）道路管理者又はその指名する者
- （8）商工観光に携わる者
- （9）住民又は利用者の代表
- （10）学識経験者
- （11）市の職員
- （12）その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

3 市長は、住民又は利用者の代表を一般公募した場合において、その公募がなかったとき又は少数のときは、適当と認める者をもって補うことができる。

（役員）

第5条 協議会に次の各号に掲げる役員を置き、その定数は、当該各号に定めるところによる。

- （1）会長 1人
- （2）副会長 1人

(3) 監事 2人

- 2 会長は、潮来市副市長をもって充てるものとし、副会長及び監事は、委員の互選によりこれを選任する。
- 3 会長、副会長及び監事は、これを相互に兼ねることはできない。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

(役員職務)

第6条 会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して協議会の業務を掌理し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。
- 3 監事は、協議会の会計監査を行い、結果を会長に報告するものとする。

(会議)

第7条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員の委嘱又は任命後最初に開かれる会議ならびに会長及び副会長が欠けたときの会議は市長が招集する。

- 2 会議の議長は、副会長が務めるものとし、副会長が欠けたときは会長が務めるものとする。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、説明等を求めることができる。
- 6 委員（会長である委員を除く。）は、やむを得ない事情のため会議に出席できない場合において、代理人を選任し、その旨を会長に届け出たときは、当該代理人にその職務を行わせることができる。
- 7 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開とすることができる。
- 8 前7項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めなければならない。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(幹事会)

第10条 協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第11条 第3条各号に掲げる業務について専門的な調査検討を行うため、必要に応じ協議会に分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第12条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、潮来市総務部秘書政策課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用の弁償)

第15条 会議に出席した委員及び第7条第5項の規定により会議に出席した者は、報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、これに代わる対価を別に得ている者についてはこの限りでない。

2 前項の報酬及び費用の弁償の額は、潮来市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年潮来市条例第7号）に準ずる。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。

(委任)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

協議事項（2）

平成27・28年度役員選出について

会 長（1名） _____

副会長（1名） _____

監 事（2名） _____

協議事項（3）

潮来市地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、潮来市地域公共交通活性化協議会規約第12条の規定に基づき、潮来市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）協議会の会議に関すること。
- （2）協議会の資料作成に関すること。
- （3）協議会の庶務に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項

（職員等）

第3条 事務局に事務局長、その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、潮来市総務部秘書政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、潮来市総務部秘書政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、潮来市において定められている文書の取扱いの例による。

（公印の取扱い）

第6条 協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 協議会の公印の保管、取扱い等については、潮来市において定められている公印の取扱いの例による。

（委任）

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

名称	形状	書体	寸法 (ミリメートル)	用途	個数	管理者
潮来市地域公共交通活性化協議会会長之印		古印体	21mm×21mm	会長名をもって発する文書	1	事務局長

協議事項（４）

潮来市地域公共交通活性化協議会財務規程（案）

（趣旨）

第1条 この規程は、潮来市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第14条の規定に基づき、潮来市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の財務に関し、必要な事項を定めるものとする。

（予算）

第2条 協議会の予算は、潮来市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって歳入とする。また協議会の運営及び事業に係る経費をもって歳出とする。

2 協議会の会長（以下「会長」という。）は、毎会計年度予算を調製し、第1回の協議会に諮るものとする。

3 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

4 会長は、第2項の規定により、予算が協議会の承認を得たときは、当該予算書の写しを速やかに潮来市長に送付しなければならない。

（予算の補正）

第3条 会長は、会計年度の途中において、既定予算に補正の必要が生じたときは、これを調製し、速やかに協議会に諮るものとする。

2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第4項の規定を準用する。

（予算区分）

第4条 歳入予算の款、項及び目の区分は、別表第1のとおりとする。

2 歳出予算の款、項及び目の区分は、別表第2のとおりとする。

3 当該年度において臨時かつ特別な理由があるときは、別表第1及び別表第2に定める以外の項及び目を定めることができる。

（予算の流用及び予備費の充用）

第5条 歳出予算の流用及び予備費の充用は、潮来市の例によるものとする。

2 会長は、前項の規定により歳出予算の流用又は予備費の充用をしたときは、その会計年度の末日までに協議会に報告しなければならない。

（出納及び現金等の保管）

第6条 協議会の出納は、会長が行う。

2 協議会に属する現金等は、銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

（協議会出納員）

第7条 会長は、協議会の事務局員のうちから協議会出納員を命ずることができる。

2 協議会出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他会計事務をつかさどる。

（収入及び支出の手続）

第8条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、潮来市の例により行うものとする。

2 協議会の出納員は、次の各号に定める簿冊を備え、出納の管理を行うものとする。

（１）予算整理簿

(2) 前号に掲げるもののほか、必要な簿冊

(決算等)

第9条 会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調製し、協議会の承認を得るものとする。

2 会長は、前項の承認を得るにあたっては、規約第6条の規定に定められた監事の監査を受け、その結果を添えなければならない。

3 会長は、第1項の規定により協議会の承認を得たときは、当該決算書の写しを速やかに潮来市長に送付しなければならない。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、平成 年 月 日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 補助金	1 補助金	1 補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 雑入

別表第2 (第4条関係)

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

協議事項（5）

平成27年度潮来市地域公共交通活性化協議会事業計画（案）

月	会議開催	地域公共交通網形成計画策定業務
2月	平成27年度第1回会議 ・協議会規約 ・平成27・28年度役員選出 ・事務局規程 ・財務規程 ・平成27年度事業計画 ・平成27年度収支予算 ・行方市地域公共交通協議会への委員派遣	

潮来市の公共交通の状況と課題

(1) 潮来市の位置

潮来市は、首都圏から約 80km、茨城県の南東部に位置し、北は行方市、南は神栖市、東は鹿嶋市、西は千葉県香取市に面しています。市域は、東西が約 12km、南北が約 13km、面積は 71.41 平方キロメートル（水面を含む）で、行政区域の北部は海拔約 30～40m の行方台地、南部は低地となっており、霞ヶ浦、北浦、常陸利根川、鰐川などの豊富な水辺に囲まれています。



(2) 潮来市の地勢

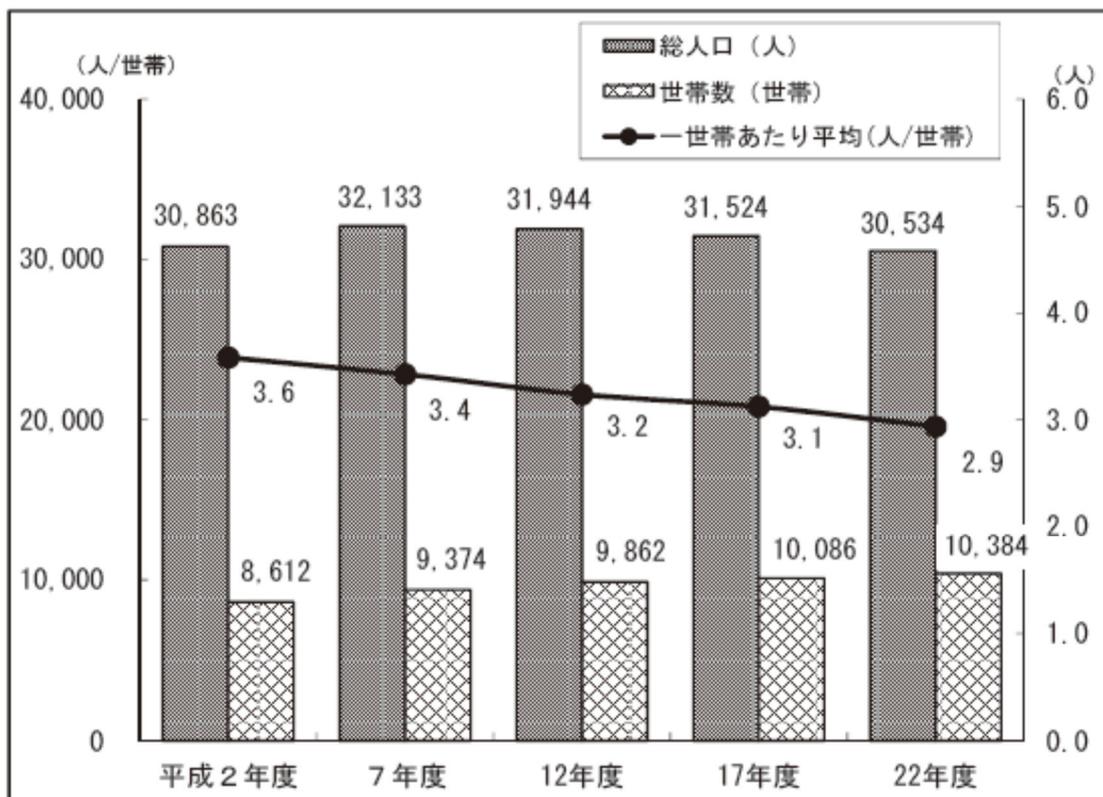
北部の台地は畑及び山林が占め自然も豊かで、大膳池周辺には茨城県水郷県民の森が整備されています。一方、南部の低地は水田として稲作が盛んな地域となっており、市街地はこれらの台地と低地の間に形成されています。また、東部を北浦と鰐川、西部を霞ヶ浦と北利根川、南部を外浪逆浦等の水辺に囲まれ、豊かな水郷景観を持つ地域でもあり、水郷観光の知名度が高いほか、豊かな水産物も地域資源となっています。気候は、四季を通じて穏やかで、夏涼しく冬暖かな海洋性の気候です。

本市の道路網は東関東自動車道、国道 51 号、国道 355 号、主要地方道水戸神栖線が骨格となっており、市街地は、主に本市の中央部を通過する国道 51 号沿道に形成される潮来・辻、牛堀、延方地区の他、土地区画整理事業により整備された日の出地区があります。広域的アクセスをみると、鉄道は、鹿嶋市の鹿島神宮駅と千葉県香取市の佐原駅をつなぐ JR 鹿島線があり、水戸市、千葉県、東京方面とのアクセスが確保されています。また、昭和 62 年 11 月に東関東自動車道水戸線潮来インターチェンジが開設され、千葉県及び東京等へのアクセスが向上している他、東関東自動車道水戸線（潮来～銚子間）が事業化されており、今後は水戸市や茨城空港等の県内主要拠点の他、北関東地域へのアクセス向上が期待されています。

(3) 潮来市の人口・世帯及び高齢化の推移

本市の総人口の推移をみると、平成7年度以降減少し、平成22年度は30,534人となっています（平成28年1月1日現在の総人口は28,923人）。また、世帯数をみると、平成22年度は10,384世帯で増加しており、特に、高齢者のひとり暮らし世帯や高齢夫婦世帯が大きく増加しています（平成28年1月1日現在の世帯数は10,994世帯）。

■人口・世帯の推移



(国勢調査より)

■人口・世帯の状況

(単位：人・世帯)

区分	平成2年度	7年度	12年度	17年度	22年度
総人口	30,863	32,133	31,944	31,524	30,534
老年人口 (高齢者)	3,955	4,579	5,517	6,434	7,194
高齢化率	12.8%	14.3%	17.3%	20.4%	23.6%
一般世帯数 (世帯)	8,612	9,374	9,862	10,086	10,384
高齢者のひとり暮らし世帯	210	296	423	583	759
高齢夫婦世帯	250	386	494	696	905

(国勢調査より)

(4) 市内公共交通の状況

市内には、東関東自動車道水戸線潮来インターチェンジ、JR 鹿島線 2 駅（潮来駅・延方駅）が存在し、東京駅行等の高速バスが運行されるなど、市外への移動手段は一定程度確保されているものの、市内を走る路線バス等が極めて少なく、市内地点間の移動は自家用車及びタクシー等によるものがほとんどとなっています。特に、自家用車などの移動手段を持たない高齢者や児童・生徒及び市外からの公共交通機関による来訪者などにとっては非常に不便な状況が続いており、日常生活等に不可欠な公共交通網の整備が求められています。

【参考】市内を運行する路線バスについて（スクールバス等を除く）

No.	事業者名	ルート	種別	1日あたりの便数
1	関鉄グリーンバス(株)	銚田駅～行方市役所麻生庁舎～潮来駅～佐原駅～東京駅 ※記載バス停においては乗り降りが可能。	路線バス+高速バス	12便(6往復)
2	関鉄観光バス(株)	潮来車庫～佐原駅 ※一部県立佐原病院	路線バス	2便(1往復)
3	道の駅いたこ	大山団地～延方駅～道の駅いたこ～水郷潮来バスターミナル～潮来駅～かすみ保健福祉センター～ヘルスランドさくら	路線バス	8便(4往復)
4	関東鉄道(株)	鹿島神宮～水郷潮来～東京駅	高速バス	56便(28往復)
5	ジェイアールバス関東(株)	鹿島神宮～水郷潮来～東京駅	高速バス	54便(27往復)
6	京成バス(株)	鹿島神宮～水郷潮来～東京駅	高速バス	54便(27往復)
7	関東鉄道(株)	波崎～水郷潮来～東京駅	高速バス	8便(4往復)
8	ジェイアールバス関東(株)	波崎～水郷潮来～東京駅	高速バス	8便(4往復)
9	関東鉄道(株)	鹿島神宮～水郷潮来～羽田空港	高速バス	6便(3往復)
10	京浜急行バス(株)	鹿島神宮～水郷潮来～羽田空港	高速バス	6便(3往復)
11	茨城交通(株)	日立駅～水郷潮来～成田空港	高速バス	6便(3往復)
12	日立電鉄交通サービス(株)	日立駅～水郷潮来～成田空港	高速バス	6便(3往復)
13	千葉交通(株)	日立駅～水郷潮来～成田空港	高速バス	6便(3往復)
14	関東鉄道(株)	鹿島神宮～水郷潮来～東京テレポート駅	高速バス	8便(4往復)

(潮来市総務部秘書政策課調べ)

【参考】茨城県ハイヤー・タクシー協会 潮来地区 事業者一覧（協会 HP 掲載順）

No.	事業者名	所在地
1	有限会社 あやめ交通	茨城県潮来市大生1250-1
2	潮来合同自動車 有限会社	茨城県潮来市潮来98-15
3	有限会社 かすみタクシー	茨城県潮来市潮来103-2
4	有限会社 はなわタクシー	茨城県潮来市宮前2-25-7
5	日の出タクシー 有限会社	茨城県潮来市日の出1-12-21
6	有限会社 常南観光タクシー	茨城県潮来市牛堀137-6

(潮来市総務部秘書政策課調べ)

(5) 公共交通における課題

公共交通空白地帯が大部分を占める本市においては、今後の高齢社会も見据えたうえで、潜在的な需要も含め詳細に調査把握を行い、公共交通のあり方を検討する必要があります。また、既存の交通結節点である水郷潮来バスターミナル、鉄道駅、高速道路インターチェンジ等を十分に活用のうえ、バス及びタクシーの連携等も含めた交通需要に対する利用者の利便性を高める方法について十分に検討することが必要です。

潮来市地域公共交通網形成計画の策定について

【地域公共交通網形成計画とは】

地域公共交通網形成計画とは、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、地方公共団体が主体となって地域の関係者（市民、交通事業者、道路管理者、警察、学識経験者等）で構成される協議会を開催しつつ、まちづくりと連携し、かつ面的な公共交通ネットワークを再構築するために実施する事業等について記載する「地域にとって望ましい公共交通網のすがた」を明らかにする「マスタープラン」としての役割を果たすものです。

【計画策定の目的】

公共交通の課題の解決を図るとともに、将来の少子高齢化・人口減少を見据え、計画的な公共交通網の整備に取り組んでいくため、当協議会において、「潮来市地域公共交通網形成計画」を策定します。合わせて、本協議会において、行方市及び千葉県香取市等の周辺自治体との公共交通ネットワークの再構築に向け、検討を行います。

【計画策定に向けた取り組み】

1. 地域のデータ収集・分析

地域公共交通網形成計画の策定に当たり、必要な事項（地区別人口・世帯数、生活関連施設分布等）を把握及び整理するとともに、鉄道、高速バス等の公共交通に関する利用状況等を整理します。

2. 利用者意向調査

公共交通の利用実態及びニーズ等を把握するため、意向調査及びグループインタビュー等の実施を検討しています。（平成 28 年度実施予定）

（1）既存バス路線利用者調査

高速バスや福祉バス、通学バス等の利用者を対象に、居住地、調査日当日の移動先、通常の利用頻度、高速バスターミナルまでの移動手段等を調査します。

（2）市民ニーズ調査

日常生活における移動目的及び利用先、時間帯、頻度の他、公共交通に関する認識等を調査します。

（3）グループインタビュー

調査結果の補完として、高速バス利用者、学生、高齢者の他、周辺自治体から高速バスターミナルを利用する方々等に対してインタビューを実施します。

3. 公共交通の実態及び課題の整理

統計データや人口、事業者の有する利用状況のデータ、市民ニーズ調査等を基に、公共交通の実態と課題を整理します。

4. 基本方針及び目標の設定

計画の基本方針を設定し、それに基づく目標（数値目標・評価指標等）を設定します。

5. 公共交通施策の検討

関係主体が協力して進めるべき公共交通施策を整理し、公共交通施策の中から優先的に実施する重点施策を抽出し、公共交通機関の運行に関わる内容、実施主体、実施スケジュールなどを具体化します。

6. パブリックコメントの実施

7. 潮来市地域公共交通網形成計画の策定

協議事項 (6)

平成27年度潮来市地域公共交通活性化協議会収支予算 (案)

①収入の部

款	項	目		本年度予算	前年度予算	比較	摘要
1	負担金	1 負担金		163,000	0	163,000	市からの負担金
2	補助金	1 補助金		0	0	0	
3	繰越金	1 繰越金		0	0	0	
4	諸収入	1 諸収入	1 雑入	1,000	0	1,000	預金利子
計				164,000	0	164,000	

②支出の部

款	項	目		本年度予算	前年度予算	比較	摘要		
1	1	1	1 会議費	1 会議費	報償費	112,000	0	112,000	委員報酬
			旅費	15,000	0	15,000	委員旅費		
			食糧費	4,000	0	4,000	会議時賄		
	2	1	2 事務費	1 事務費	通信運搬費	4,000	0	4,000	会議通知・会議録発送
			手数料	18,000	0	18,000	振込手数料		
			消耗品費	10,000	0	10,000	印鑑購入		
2	1	1	2 事業費	1 事業費	委託料	0	0	0	
3	1	1	3 予備費	1 予備費	予備費	1,000	0	1,000	
計				164,000	0	164,000			

協議事項（7）

行方市地域公共交通協議会への委員派遣について

派遣委員氏名
